

1 移送に関する費用

あなたを懲罰圏外で移送するため「煽る」は、あなたを懲罰圏内の法令に「煽つて」、あなた自身が負担しなければならぬ場合がある。

別記第3号様式中「犯罪防止に必要と認められる」を「犯罪防止に必要と認められる」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、国際受刑者移送法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の国際受刑者移送法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条に規定する通知を行つた者については、この省令による改正後の国際受刑者移送法施行規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する通知を行つたものとみなす。

3 この省令の施行前に旧規則第十五条第一項に規定する刑を言い渡された者の移送に関する条約の主な内容に関する告知書により法第二十九条の規定による日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約の告知書を行つた者については、新規則第十五条第一項に規定する受刑者移送に関する条約の主な内容に関する告知書により法第二十九条の規定による日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約の告知書を行つたものとみなす。

4 この省令の施行前に旧規則第十五条第一項の規定により作成された別記第3号様式の送付書は、新規則第十五条第一項の規定により作成された別記第3号様式の送付書と同意書とみなす。

○法務省令第二十二号
戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十條の三第一項及び第二項（これらの規定を第十二條の二及び第四十八條第三項において準用する

場合を含む。）第二十七條の二第三項、第三百一一条及び附則第三條第一項並びに戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成六年法律第六十七号）附則第四項の規定に基づき、戸籍法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年五月六日
法務大臣 千葉 景子

戸籍法施行規則の一部改正

(戸籍法施行規則の一部改正)

第一条 戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第四項及び第十條の二第二項中、「八十年」を「百五十年」に改める。

第十一條の四に次の一項を加える。

前項に掲げる書面で官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。

第十一條の五中、「それぞれ」を「、除籍謄本等の交付の請求の際に提出した書面の原本の還付については前條の規定を」に改め、同條を第十一條の六とし、第十一條の四の次に次の一項を加える。

第十一條の五 戸籍謄本等（戸籍法第二百二十條第一項の書面を含む。）の交付の請求（以下この條において「交付請求」という。）をした者は、当該交付請求の際に提出した書面の原本の還付を請求することができる。ただし、当該交付請求のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

前項本文の規定による原本の還付の請求（以下この條において「原本還付請求」という。）をする者は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

市町村長は、原本還付請求があつた場合には、交付請求に係る審査の完了後、当該原本還付請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該原本還付請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載しなければならない。

前項前段の規定にかかわらず、市町村長は、偽造された書面その他の不正な交付請求のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

第三項の規定による原本の還付は、その請求をした者の申出により、原本を送付する方法によることができる。

第二十一條第三項中、「五十年」を「百五十年」に改める。

第五十二條の二中「戸籍法第四十八條第三項において届出の受理又は不受理の証明書の請求並びに届書その他市町村長が受理した書類の閲覧の請求及び当該書類に記載した事項については、証明書の請求」の下に（以下この條において「証明書等の請求」という。）を加え、届出の受理又は不受理の証明書の請求並びに届書その他市町村長の受理した書類の閲覧の請求及び当該書類に記載した事項についての証明書の請求について準用する同法第十條の三第二項を、証明書等の請求について準用する同法第十條の三第二項に、それぞれを「、証明書等の請求の際に提出した書面の原本の還付については第十一條の五の規定を」に改める。

第五十三條の四第一項中「第二十七條の二第三項の申出」を「第二十七條の二第三項の規定による申出」に、これを「当該申出」に、するものとするを「しななければならない」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項」に、氏名及び住所又は生年月日」を「出頭した者が当該申出をした者であること」に、申出のを、規定による申出の」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。

一 同項の申出をする旨

二 申出の年月日

三 申出をする者の氏名、出生の年月日、住所及び戸籍の表示

四 民法第七百九十七條第一項に規定する縁組における養子となる者の法定代理人又は同法第八百一十一條第二項に規定する離縁に

おける養子の法定代理人となるべき者が申出をするときは、その養子となる者又は養子の氏名、出生の年月日、住所及び戸籍の表示
第五十三條の四に次の三項を加える。
第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合には、第二項に掲げる事項を記載した公正証書（代理人の囑託により作成されたものを除く。）を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。

第一項の申出をした者は、いつでも、当該申出を取り下げることができる。
第一項から第四項までの規定は、前項の規定による申出の取下げについて準用する。
第六十七條に次の一項を加える。
第十一條の五の規定は、届出又は申請の際に添付し、又は提出した書面の原本の還付について準用する。

第八十八條第三項及び第四項中「八十年」を「百五十年」に改める。
(戸籍法附則第三條第一項の戸籍の改製に関する省令の一部改正)
第二條 戸籍法附則第三條第一項の戸籍の改製に関する省令（昭和二十二年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
第七條中「八十年」を「百五十年」に改める。
(戸籍法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三條 戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。
附則第二條第六項中「百年」を「百五十年」に改める。

附則
この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附則
この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附則
この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附則
この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。